

協同農業普及事業の実施に関する方針

(平成23年4月28日付け農普第76号)

(一部改正 平成24年5月16日付け農普第123号)

(一部改正 平成28年10月31日付け農普第392号)

岩 手 県

目 次

はじめに	1
第 1 普及指導活動の課題	2
1 意欲と能力をもった経営体の育成	2
2 消費者から信頼される産地の形成	2
3 6次産業化等をめざした高付加価値化の推進	2
4 魅力あふれる農山漁村の確立	2
5 環境と調和した農業の推進	2
6 東日本大震災津波からの復旧・復興	2
7 その他地域課題の解決	2
第 2 普及指導員の配置に関する事項	2
1 普及事業実施機関の設置	2
2 普及センターの配置	2
3 普及指導員の配置	3
第 3 普及指導員の資質の向上に関する事項	3
1 向上を図るべき資質等	3
2 計画的な研修による資質向上	3
3 普及指導活動を通じた資質向上	3
4 調査研究による資質向上	4
第 4 普及指導活動の方法に関する事項	4
1 農業者に対する支援の充実強化	4
2 効率的かつ効果的な普及指導活動	5
3 普及指導計画の策定とその成果等の適切な評価	5
4 研修教育の充実強化	6
第 5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	6

はじめに

農業は、食料の生産・供給にとどまらず、環境や景観の維持、保存、文化の伝承、さらには人々のやすらぎと憩いの場の提供など様々な機能を有しており、「国民のくらしといのち」を支える重要な産業であり、将来にわたって発展させていく必要がある。

しかしながら、農業・農村は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少、遊休農地の増加、集落機能の低下等の課題を抱えている。

このような状況に対応するため、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）を策定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に取り組むこととしている。

一方、県では、「いわて県民計画」に基づき、農業者や消費者がその豊かさ・恵みを実感できる「食と緑の創造県いわて」の実現を目指し、①農林水産業の未来を拓く経営体の育成、②消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立、③農林水産物の高付加価値化、④いわての魅力あふれる農山漁村の確立、⑤環境保全対策と環境ビジネスの推進に重点的に取り組むこととしている。

また、東日本大震災津波からの復旧・復興を図るため、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、営農再開に向けた支援等を実施している。

このため、本県における普及事業は、「いわて県民計画」及び「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、農業者が将来展望をもって農業経営に取り組むことができるよう、農業者の所得向上と地域課題の迅速な解決を目指し、効果的な普及指導活動を展開するものとする。

なお、普及事業の実施にあたっては、農業・農村の置かれている現状を踏まえ、地域や農業者のニーズを的確に把握し、

- (1) 農業者の経営力向上と園芸等の生産性・市場性の高い産地づくり、6次産業化の推進が喫緊の課題であることから、その解決に向けて普及指導活動を重点化する。
- (2) 市町村や農協等の地域の人材に限られる中で、これまで以上に連携強化が求められており、関係機関・団体や普及事業パートナー等と到達目標と行動計画を共有し、役割分担を明確にした協働の取組を強化するとともに、多様な関係機関との連携による総合力の発揮により農業者等に対する支援を充実する。
- (3) 地域課題の迅速な解決を図るため、ICT等の活用にも努め、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するとともに、普及指導成果を積極的に発信する。

普及指導員は、農業者との信頼関係を構築し、直接農業者に接して、

- (1) 高度な農業技術や深い知識をもって、地域の特性に応じて、生産条件に適合する技術を組み立て普及する活動や経営改善支援により、経営体を育成する（スペシャリスト機能）。
- (2) 地域農業の振興を図るため、先導的な役割を担う農業者及び関係機関との連携の下に、課題に対応するための方策の策定や解決を支援する（コーディネート機能）。
- (3) 農業・農村に対する幅広い視野に立ち、スペシャリストとコーディネートの両機能を組み合わせた総合的な普及指導活動を展開する。
- (4) また、専門的な技術力と高い指導力への期待に応えるため、調査研究やOJTなどにより、自ら一層の資質向上に努める。

第1 普及指導活動の課題

県として取り組む普及指導活動の基本的な課題は、次のとおりとする。農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）においては、地域のニーズ及び課題の優先度を評価し、地域の実情に応じて課題を設定する。

1 意欲と能力をもった経営体の育成

- (1) 新規就農者の確保・育成に対する支援
- (2) 認定農業者への誘導、経営力向上及び経営基盤強化に対する支援
- (3) 集落営農組織の法人化、経営力向上及び経営基盤強化に対する支援
- (4) 農業・農村における女性の活躍に対する支援

2 消費者から信頼される産地の形成

- (1) 消費者・実需者ニーズを踏まえた戦略的な産地形成への支援
- (2) 低コスト化やICT技術等の活用による生産性向上に向けた支援
- (3) 農業生産工程管理（GAP）の普及・定着に対する支援

3 6次産業化等をめざした高付加価値化の推進

- (1) 6次産業化の取組拡大に向けた支援

4 魅力あふれる農山漁村の確立

- (1) 地域資源の維持・継承と生産活動の継続に対する支援
- (2) 農山漁村ビジネスの振興に対する支援

5 環境と調和した農業の推進

- (1) 環境保全型農業の取組に対する支援

6 東日本大震災津波からの復旧・復興

- (1) 復旧農地の利用集積促進や営農再開、収益性の高い園芸品目の導入拡大に対する支援
- (2) 沿岸地域の園芸産地の形成に対する支援

7 その他地域課題の解決

- (1) 遊休農地の有効利用に向けた取組等に対する支援
- (2) 鳥獣被害防止技術の導入に対する支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員の配置に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

1 普及事業実施機関の設置

農業改良助長法（以下「法」という。）第12条第1項に規定する普及指導センターは、普及センターとする。

2 普及センターの配置

重点化した地域課題に対し、効果的かつ効率的に普及事業を展開するため、地域農業を考慮し、普及センターを配置する。

なお、中央農業改良普及センターの県域普及活動を担う部門を、先進的な農業者

等の高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応し、また、普及指導員等の取組を専門的な見地から指導・助言する機能を担う農業革新支援センターとして位置づける。

3 普及指導員の配置

普及指導員は、普及センターに配置する。

普及指導員の配置にあたっては、地域農業振興の方向や所管の市町村数等を考慮し、人員数を定め、専門分野ごとに複数名を配置するよう努める。

普及指導員の在任期間は、継続的な普及活動による課題解決が図られるよう、同一勤務地に一定期間従事できるよう努める。

また、普及指導員のうち、中央農業改良普及センターの県域普及活動を担当する者を農業革新支援専門員として位置づけ、専門分野に関する高い知見や関係機関との調整力を有している者を配置するよう努める。

なお、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成を行うとともに、幅広い視野を持つ普及指導員を確保するため、行政機関、試験研究機関や研修教育機関との人事交流を行う。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

県は、農業普及員育成基本指針を定め、人材育成の基本的な考え方や普及指導員の目指すべき姿等を示すとともに、普及指導員としての職務の遂行のために必要な資質の向上が図られるよう研修を体系化し、充実強化を図る。

また、普及指導活動の実践を通じて、普及指導員は自ら知識・技術の向上に努める。

1 向上を図るべき資質等

- (1) 農業情勢や技術の進歩に伴う知識・情報の刷新を図り、農業者の高度で多様なニーズに応えうる知識と技術の向上を図る。
- (2) 農業者との信頼関係を積極的に構築し得るコミュニケーション能力と、協調性と主体性をもった活動により、農業者や関係機関と合意形成を図り、課題解決策等を提案し、実施等を支援できる能力の向上を図る。
- (3) スペシャリストとコーディネートの機能を組み合わせた総合的な企画運営、使命感と責任感をもったリーダーシップによる高度な普及活動の実現、人材育成及び組織運営等に関する能力の向上を図る。

2 計画的な研修による資質向上

研修実施計画に基づく計画的な研修により、普及指導員の発展段階に応じて必要となる知識・技術や普及指導手法などの習得を図る。

なお、国段階の研修、通信教育（ICT等の活用含む）、派遣研修、人事課研修などを組み合わせて効果的な研修を行う。

3 普及指導活動を通じた資質向上

普及指導課題に即したチーム活動や、関係機関及び先進的な農業者等との協働による普及指導活動の実践を通じたOJTにより、普及指導員の専門分野における課題解決能力、地域課題に対する総合的な指導力などの能力向上を図る。

なお、OJTの実施にあたっては、普及指導員の発展段階に応じて、育成目標を定めて計画的に取り組むものとする。

4 調査研究による資質向上

普及指導員は、自らの技術・知識の向上に努めるほか、能力向上を図る観点から、必要に応じて、試験研究機関等との連携を図りながら、普及活動手法や地域課題解決にかかる調査研究を行うとともに各種研究会等に積極的に参加する。

県は、調査研究活動の成果発表や情報交換等のための研究会活動の充実強化に努める。

また、調査研究の成果は、現地の課題解決を図るため、有効に普及指導活動に活用する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

効果的かつ効率的な普及指導活動を実現するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項に対応するよう努める。

1 農業者に対する支援の充実強化

普及指導員が行うもの、民間等（民間企業・団体、試験研究機関、先進的な農業者等をいう。以下同じ）が行うもの、民間等と連携して行うものを整理しつつ、多様な関係機関との連携による総合力の発揮により農業者に対する支援活動の充実強化を図る。

このため、多様な関係機関が効果的に活動できるよう、民間等との積極的な情報交換を図るとともに、普及指導活動の方法に関して、以下の取組を行う。

(1) 普及センターが担うべき分野における取組の強化

普及センターは、地域農業・農村の実態や課題、農業者のニーズ等を踏まえた上で、第1に掲げる課題の解決に向けた取組を強化する。

(2) 民間等との連携強化

ア 民間企業・団体等との連携

普及センターは、経営規模拡大や多角化、新たな生産技術など、農業者の高度で多様なニーズに対応するため、民間企業・団体や外部専門家等と連携して、効果的な普及指導活動を展開する。

イ 試験研究機関との連携

普及センターは、地域のニーズに対応した技術の開発及び迅速な普及を図るため、現場の課題や技術の改善すべき点等を試験研究機関に伝え、より実用性の高い技術開発につながるよう努めるとともに、試験研究機関等で開発された新技術等について、必要に応じて現地実証等を行いながら導入を図る。

ウ 先進的な農業者等との連携

普及センターは、地域課題の解決や普及活動成果の波及のため、農業農村指導士などの先進的な農業者等を普及事業パートナーと位置づけ、協働した活動に取り組む。

(3) 行政機関との連携

普及センターは、広域振興局農政（林）部、農林振興センター等との密接な連携を図り、役割分担のもとに行政課題や地域課題の解決を支援するとともに、各種補助事業、制度資金等の行政施策が課題解決の手段として、効果的に活用されるよう支援する。

(4) 新規就農者の確保・育成に向けた連携強化

普及センターは、県内外から多様な新規就農者を確保するため、就農相談活動や、就農希望者の研修受入から就農後のフォローアップまでの継続的な支援体制づくりに向けて、先進的な農業者、市町村、青年農業者等育成センター、研修教

育機関等との連携を強化する。

(5) 都道府県間の連携

農業革新支援専門員は、広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、都道府県間の情報共有、技術協力等を行う。

2 効率的かつ効果的な普及指導活動

(1) 課題と対象の重点化

普及センターは、県の施策と地域課題等を考慮の上、必要性及び緊急性の高い課題に重点化して取り組む。

普及指導活動の支援対象は、経営改善に意欲的な農業者、新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者等に重点化する。

なお、重要かつ広域的な課題については、重点プロジェクト計画を農業革新支援専門員等が定め、当該計画に基づく活動を推進する。

(2) 普及指導活動の成果と手法の迅速な波及

普及センターは、普及指導活動の成果について、解決までのプロセスを取りまとめ、その内容を積極的に発信し、速やかに広く波及させるよう努める。

また、普及センターは、普及手法の蓄積・共有や普及指導活動がより効果的に実施されるよう、ICT等の活用に努める。

(3) 地域協働、チーム活動

普及センターは、地域の重点課題を解決するため、地域の実情に応じて、市町村及び農業団体、農業者のリーダー等と連携し、取組目標と行動計画を共有し、役割分担を明確にした協働により支援する仕組みを構築し、効率的な普及指導活動を行う。

また、地域協働の取組にあたって、地域課題に対応する所内のチームやチームを横断したプロジェクトチームを編成し、普及指導活動を展開する。

(4) 県域普及指導活動

全県域の重要課題の解決を図るため、普及センター、行政機関及び試験研究機関との密接な連携調整と、高度な農業技術の普及、普及指導活動の高度化及び普及指導員の資質向上に向けた企画・指導を行う。

(5) 普及センターの体制

普及センターの成果を着実にかつ迅速に達成するため、所長のマネジメントにより、重点化した地域課題に組織として柔軟に対応するチームを基本とした体制とする。

(6) 広域普及指導活動体制

効果的な高度専門技術の指導を行うため、隣接する普及センター間等の連携による管轄区域を超えた普及指導活動ができるものとする。

3 普及指導計画の策定とその成果等の適切な評価

県は、普及指導計画の策定、普及指導活動の実施、普及指導活動の記録と評価の実施及び普及指導活動の見直しを一連のものとして行うため、「普及指導計画の策定及び普及指導活動方法の実施と評価に関する要領」（以下「策定要領」という。）を定める。

普及センターは、策定要領に基づき、内部評価、外部評価を行い、その結果を次年度以降の普及指導活動計画に反映させるものとする。

なお、外部評価は、先進的な農業者や関係機関等を委員として実施し、その結果をホームページ等で公表する。

4 研修教育の充実強化

(1) 農業大学校における研修教育

法第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設は農業大学校とする。

農業大学校は、地域をリードする農業者を養成するための中核的な機関として、先進的な農業者等と連携し、研修教育内容の充実を図るとともに、就農意欲のある者や、農業を担うべき者に対して、就農前から経営が確立するまでの発展段階に応じて、以下の事項に留意して、研修教育を行う。

ア 農村青少年等を主な対象とした研修教育に加え、新規就農を志向する者等の多様な就農ニーズに配慮した研修教育を行う。

イ 学生の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング等の就農支援の取組を行うとともに、入学者の確保及び就農後における地域への定着が図られるよう、普及センター等と連携した取組を実施する。

ウ 学生以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者や新規就農者に対し、受入先の農業者や普及センター等との役割分担の下、経営力向上に向けた研修を行う。

エ 指導職員については、普及指導経験及び試験研究機関における技術開発経験を考慮した配置に努めるとともに、就農に向けた指導力の向上に努める。

なお、農業大学校は、研修教育の内容、成果等について、先進的な農業者等による外部評価を行い、その結果を踏まえ、研修教育の内容等の改善を行う。

(2) 農村青少年等への支援

普及センターは、農業大学校等と連携して、次代を担う農村青年クラブ員等による地域の課題への取組及び技術の改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を行う。

(3) 学校教育との連携

普及センター及び農業大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来の就農が期待される農業高等学校の生徒等に対する実践的な研修の機会の提供、学校農業クラブと農村青年クラブ等との交流に対する支援を行う。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

行政機関、教育機関、農業協同組合等が、農業の理解醸成を目的に農業に関する教育の取組に対して、地域農業に関する情報の提供や相談への対応等を行うよう努める。

2 他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業や商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携を図る。